

一般社団法人山口県サッカー協会 定款

第1章 総 則

【名 称】

第 1 条 この法人は、一般社団法人山口県サッカー協会（英文名 Yamaguchi Football Association 略称 「Y.F.A」）と称する。

【事 務 所】

第 2 条 この法人は、主たる事務所を山口県山口市駅通り 2 丁目 7 番 1 8 号に置く。

第2章 目的及び事業

【目 的】

第 3 条 この法人は、山口県のサッカー普及発展、競技力の向上に関する事業等を行い、もって山口県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

【事 業】

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) サッカー競技を通しての、地域社会貢献に関すること。
- (2) 試合の主催及び公式記録の作成等に関すること。
- (3) 指導者及び審判員等の養成に関すること。
- (4) 技術の指導、調査及び研究に関すること。
- (5) チーム、選手、監督及び審判員の登録に関すること。
- (6) 広報及び普及に関すること。
- (7) 試合の運営受託に関すること。
- (8) 功労者及び優秀競技者の表彰に関すること。
- (9) サッカー場の拡充及び確保に関すること。
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要なこと。

2 前項の事業は、山口県において行うものとする。

【 公告の方法 】

第 5 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 会 員

【種 別】

第 6 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者。

【入 会】

第 7 条 この法人の会員（名誉会員を除く。）になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

【入会金及び会費】

第 8 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

【退 会】

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

【除 名】

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会の1週間までにその旨を通知し、総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

【会員資格の喪失】

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 会員が資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第4章 役員

【役員の設定】

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 24名以上26名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、若干名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

【役員を選任】

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

【理事の職務及び権限】

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長の補佐をし、この法人の業務を掌理する。

4 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔

で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

【監事の職務及び権限】

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

【任 期】

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、再任を妨げない。

5 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

【解 任】

第17条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

【報 酬 等】

第18条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 総 会

【構 成】

第19条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

【開 催】

第20条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

【権 限】

第21条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項。

【招 集】

第22条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

【議 長】

第23条 総会の議長は、当該総会において、出席した正会員の中から選出する。

【定 足 数】

第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席しなければ、開催することができない。

【決 議】

第25条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項

の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

【議 決 権】

第26条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

【議 事 録】

第27条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び当該総会において選任された出席者の2名以上が記名押印する。

第6章 理 事 会

【構 成】

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

【権 限】

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定。
- (2) 理事の職務の執行の監督。
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職。

【招 集】

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長、専務理事、常務理事の理事が理事会を招集する。

【議 長】

第31条 理事会の議長は、会長とする。

【決 議】

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

【議事録】

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

【事業計画及び収支予算】

第34条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

【剰余金の不配当】

第35条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

【残余財産の帰属】

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

【事業報告及び決算】

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

【 事業年度 】

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 専 門 委 員 会

【 専門委員会 】

第39条 この法人の第4条の事業を遂行するため、専門委員会を置く。

- 2 専門委員会の委員、構成及び事業内容等は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

【定款の変更】

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

【解 散】

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第10章 事務局

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長は、会長が理事会の承認を経て任免する。
4 前項以外の職員は、会長が任免する。
5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 補則

【委 任】

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は野田忠義、副会長は宮部秀文、高橋徹、専務理事は天久弘、常務理事は佐竹博、大井卓也、渡辺正次とする。

[改正]

令和2年(2020年)3月21日